

「和歌山県防災対策推進条例素案」に対する御意見と県議会の考え方

意見募集期間：平成19年12月19日（水）～平成20年1月18日（金）

意見提出件数：17件（2人）

番号	項目	御意見（要約）	御意見に関する県議会の考え方
前文・総則に関すること			
1	前文 第3条 （基本理念）	基本理念に記載されている「自助を原則とし」という表現は、県は何もしないということにならないか。「自助の心構えを堅持し・・・」等の表現でいいのでは。	条例では、阪神・淡路大震災以降の災害において県民の「自助」が果たした役割に注目し、県民の方の取り組みによる減災が肝要であると考え、これを原則としています。 総合的かつ計画的な防災対策は、「公助」である県及び市町村が実施するものであり、災害対策基本法において地域防災計画を策定し、実施する責務を有しています。条例では、県は、市町村、防災関係機関等と連携して県民、事業者及び自主防災組織などが「自助」「共助」を実践する取組を支援することとしています。
2	前文 第3条 （基本理念）	基本理念に記載されている「これらを補完しつつ公助を実施」の「補完」という言葉は、公助が防災対策の施策を放棄しているように受け取れます。	
3	前文 第3条 （基本理念）	基本理念に記載されている公助について、県民の安全を確保することを明らかにすべく、「消防団の強化を図り、県及び市町村が行う施策とあいまって、効果的に実施されなければならない」等のように表現しては。	消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化は防災対策を進める上で重要であり、県としてもその充実・強化について支援に努めていく必要があると考えています。 消防組織法に基づき市町村に設置される消防団については、市町村の防災対策の中で強化が図られるものと考えています。
4	第1条 （目的）	災害対応は第一義的には市町村が行うべき業務であるのに、第1条（目的）の中で市町村は触れられていないのはおかしいのでは。	市町村については、地方分権の趣旨に基いて、第3条（基本理念）、第8条（市町村の役割）で規定しています。
5	第2条 （定義）	(2)防災について 防災の定義が災害対策基本法とは違っています。敢えて変えるのであればそのことを明記するか、言葉を変えるべきではないでしょうか。 また、「被害拡大防止のための予防対策」ということに主眼をおいているとすれば、	災害対策基本法における「防災」の定義のうち、「災害の復旧を図る」を除いて改めて定義しています。また、災害を減らすという意味の、いわゆる「減災」は、「防災」の定義に含まれていると考えています。 復旧及び復興については公助が主体となりますが、これらが不要ということではなく、この条例では災害の被害を最小限にとどめることを目的とし、防災対策に有効かつ不可欠な自助、共助を中心とし

番号	項目	御意見（要約）	御意見に関する県議会の考え方
		「減災」として定義してはどうか。 また、復旧・復興についてもどのような位置づけをしているのか。	た「災害予防対策」と「災害応急対策」に限定して規定したところです。
6	第2条 （定義）	(5)自主防災組織について 災害対策基本法では消防団（消防法）・水防団（水防法）と公共的団体と自主防災組織が三者同等の別扱いとなっていますが、同法と同じ定義であって、自主防災組織だけ特別扱いしてよいものでしょうか。現実的に地方部では消防団も水防団も自治会もその主力となる人は重複しており、その立場の位置づけは難しいと思います。	消防団・水防団は法律に基づく公共機関で、公共的団体とともに、公助として一定の権限・責任のもと職務を遂行します。一方、自主防災組織は、地域の連帯感に基づき地域住民によって自主的に結成される任意の組織で共助の主体となるものであります。 災害時において、地域住民が協力して被害の拡大を防ぐことが期待され、地域の防災活動の要であるところから、条例に責務、役割を設けたところあります。
7	第4条 第9条～ 第13条 （県民の責務他）	県民の中には小規模集落の住民も含まれているので、被災時における（集落存続の）危機感を明文化しておくことが必要ではないでしょうか。	小規模集落における防災対策は重要な課題ではありますが、今後、市町村等との連携を通じて、条例等の施策展開の中で対応されるべき項目であると考えています。
8	第6条 （事業者の責務）	県民や自主防災組織は予防を含めた防災対策を実施することを責務の一つとしているのに対し、事業者の場合は「災害が発生した場合」が主となり、県民と並立の立場として扱う本条例では不十分と感じます。第2章、第3章ではきっちり読み取れるので、責務にも追記すべきかと思えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、条文を修正したいと考えています。
9	第8条 （市町村の役割）	第8条（市町村の役割）で市町村に対して「責務」とすることなく「役割」としており、位置づけ・実効性が確保できるのか。	災害対策基本法では、市町村は基礎的な地方公共団体として、また、県は広域的な地方公共団体としてそれぞれの立場において防災対策を実施する責務が規定され、その実効性については、同法で担保されているものと考えています。 条例では、県と市町村が密接に連携することで公助の実施が確保されると考えています。
	その他	災害対策基本法（地域防災	災害対策基本法等は県および市町村などの公共機

番号	項目	御意見（要約）	御意見に関する県議会の考え方
10	（他法令との関係）	計画）やそれに基づく法令、条例等との関係を明らかにした上で、同法に基づく防災体制との連携を図るような明確な位置づけがしているのでは。	関に大きな権限と責務を与え、行政中心の「公助」の実施を具体的に義務づけていますが、県民などの「自助」「共助」に関してはほとんど記載がされていません。 今回、これら法体系を補完するため、「自助」「共助」のあり方を規定した条例を策定することとしました。
災害予防対策に関すること			
11	第20条（安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画）	業務継続計画は必要最小限の平常業務をいかに早く回復するかが、その後の復旧・復興への影響も大きくなります。その意味において県民でも自主防災組織（地域）でも行政でも同様主旨の取り組みを規定してはどうか。また、地方行政レベルの業務継続計画についても今後取り組まれるものと考えます。	災害発生後に事業者が事業活動を継続することは、地域経済の被害を減らすとともに、雇用の確保等で地域住民の生活を支えるのに不可欠であることから、特に規定をもうけたものであります。 地方行政レベルの業務継続計画については、今後、条例等の施策展開の中で対応されるべき項目であると考えています。
12	第26条（ボランティア活動への支援等）	ボランティア対策が他の条項と比べて具体的なので、保険や資金援助についても言及してはどうでしょうか。	具体的な内容については、今後、条例等の施策展開の際に検討されるべき項目であると考えます。
13	その他（行政の備え）	条例素案では県や市町村が被災することを前提としていませんが、現実には特に県南部では県や市町村の職員や施設そのものも被災して、全く機能しないということも前提にするべきでしょう。	県や市町村が被災し、当該地方公共団体が全く応急対策が実施できない場合は、災害対策基本法をはじめ防災関係法令において地方公共団体間の相互応援が規定されていることから、条例においては規定しておりません。
災害応急対策に関すること			
14	第37条（観光客への援助）	「滞在者その他の者は、・・・直ちに避難するものとする。」とありますが、観光客に対しては要援護者と同じくらいの援助が必要になってくると思われます。ホスピタリティの点からも県民や自主防災組織の役割の一つとして考えておく必要があるのではな	災害時要援護者に対する援護と観光客に対する援助とは、その内容は違うものであり、それぞれに適切な支援があると考えます。観光客を含む帰宅困難者の方に対しては、災害時において帰宅するなどの情報を提供するように規定しているところでありま

番号	項目	御意見（要約）	御意見に関する県議会の考え方
		いでしょうか。	
15	第39条 ～第44条 (災害応 急対策の 実施)	「災害が発生するおそれがある場合」を明記しておかないと住民に甚大な被害が発生することにならないでしょうか。	ご意見の趣旨を踏まえ、条文を修正したいと考えています。
16	その他 (自主防 災組織の 活動時の 補償)	自主防災組織に防災活動を実施するよう規定するかぎりは、防災活動時の事故等に補償制度は整備されているのか。	事故等の補償制度については貴重な御意見であり、今後の施策展開の際に検討されるべき項目であると考えています。
17	その他 (災害応 急対策時 の勤務)	地方公務員の災害時対応などの勤務について、有給であることに対し県民感情からやりきれないが、どのように考えているのか。	御意見として承ります。